

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は 2024 年（令和 6 年）12 月末現在 25,948 人で、昭和 30 年の 66,146 人から比べると約 6 割減少している。高齢者数（65 歳以上）は 11,360 人、高齢化率は 43.8% と高く、旧町部ではより顕著な状況である。このように本市では、人口減少と高齢化が同時に進展している。

中長期的な本市の人口予測は、国立社会保障人口問題研究所の発表では、現状の約 3 万人から、2040 年には約 2 万人に減少すると見込まれている。この大幅な人口減少は、事業所経営にとって大きな影響を与える。

また、本市は中世から近世にかけては高瀬舟、近代から現代にかけては鉄道や中国自動車道など、時代の変遷とともに多様な流通網を発達させ、人や資材の要衝として栄えてきた。

このような流通網を背景に、本市の産業は、中世の京都東寺の荘園「新見庄」の時代には、米・和紙・薪炭・漆などの生産や、たたら製鉄による良質な鉄の产出を行っており、近代では、千屋牛に代表される畜産業、葉煙草の生産、果樹生産などの農林畜産業や、豊富な埋蔵量を誇る石灰石の総合産地であることを活かした石灰関連の製造業など、地域資源を活かした産業が中心となって発展してきた。

そして、それらの産業を支える建設業、小売業、サービス業などを含めた地域産業の担い手は、市内の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業であり、地域の経済と雇用を支える役割の重要な担い手として、地域の発展と市民生活の向上に大きな貢献を果たしている。

しかし、人口減少の進行、急速な少子高齢化、経済活動のグローバル化の進展等、経済・社会構造が大きく変化している中で、さらに、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、市内の産業基盤が失われかねない状況にある。

このような中、市では市内中小企業者の経営の安定化を図るために様々な支援を行ってきたが、引き続き労働生産性の向上による人手不足の解消等に対応した事業基盤を構築し、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこうとする取り組みを支援していく必要がある。このため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域企業の活力の向上、雇用の強化と地域経済が発展していくことを目指す。

(2) 目標

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

新見市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が新見市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、市内に所在する事業所等（当該事業所に常時勤務する従業員がいる事業所に限る。）の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

新見市の産業は、新見駅及び中国自動車道新見ICを中心とした都市計画区域内、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、新見市全域とする。

(2) 対象業種・事業

新見市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が新見市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。